

くらし Network ネットワーク

東川町役場	82-2111
改善センター(公民館)	82-3200
文化交流館	82-4245
文化ギャラリー	82-4700
B&G海洋センター	82-4600
町立診療所	82-2101
東川町社会福祉協議会	82-7505
大雪消防組合東消防署	83-0119
道草館	68-4777

3月の行事

- 1日(金) 東川高校卒業式(前10時、東川高)
- 2日(土) 第58回高松宮後観覧記念全日本下の句歌留多大会(後7時半、天人峡パークホテル)
- 6日(水) 東川町議会第1回定例会(前9時半、議場)=13日(木)まで
- 14日(木) 東川中学校第66回卒業式、東川養護学校卒業式(ともに前9時半、東川中、東川養護学校)
- 16日(土) 東川第三小学校第109回卒業式(前10時、第三小)
- 18日(月) 東川第一小学校第112回卒業式(前10時、第一小)
- 19日(火) 東川小学校第113回卒業式、東川第二小学校第111回卒業式(ともに前10時、東小、第二小)
- 21日(木) 幼児センター第11回卒園式(前10時、幼児センター)
- 28日(木) 25年広域連合第1回定例会(東川町議会議場)

人のうごき 1月16日～2月15日

(敬称略、掲載はご承諾をいただいております)

お誕生

生まれた子	父	母	行政区
ひらた 英永	英樹	留美	17区西町
すずき 来ヲ	アリス	Ndibalema Fidelis Kajage	沙央里 東町1丁目
かたおか 片岡 大三	論	亜紀	26区
ささき 佐々木 媛乃	泰輝	佑佳	31区
あべ 阿部 聖矢	孝範	右子	北町3丁目
わたなべ 渡邊 規矩	俊憲	明子	3区

おくやみ

亡き人	歳	届出人	行政区
砂金 末子	86歳	砂金 正次	35区
鬼塚 光男	83歳	鬼塚 悟	10区
大泉 雅子	42歳	大泉 信廣	9区
佐々木 一枝	92歳	佐々木 千悦子	東町3丁目
杉本 眞紀子	71歳	杉本 達雄	西町3丁目
石原 弘	76歳	石原 隆実	北町3丁目
洞 和男	56歳	洞 ミツ子	26区
青木 美都子	96歳		27区
伊藤 春夫	93歳		17区
先名 清	90歳		27区
中川 壽市	80歳	国久 恵子	南町3丁目
石井 善子	93歳	荒谷 玲子	17区

人口・世帯数 1月末日現在

人口	7,957人	(前月比+)	6人
男	3,728人	(前月比+)	1人
女	4,229人	(前月比+)	5人
世帯数	3,443戸	(前月比+)	5戸
出生	4人		
死亡	11人		
転入	32人		
転出	18人		

議会事務局から

お問い合わせは ☎ (内線311)

町議会第1回定例会のお知らせ

25年第1回定例会は、3月6日(水)に開会します。会期は8日間の予定です(日程変更になる場合があります)。

25年度一般会計、4特別会計の新年度予算案、条例案など重要議案を審議予定です。併せて一般質問も行われます。

本会議は3月6日午前9時半開会。行政執行方針、一般会計、4特別会計新年度予算案提案説明、補正予算審議、同月7日、条例提案・審議等(8日から12日まで議案調査)等を経て、同月13日に一般質問、一般会計、4特別会計の予算審議を予定しています。

定住促進課から

各種届け出、年金のことは住民室(内線111)、住宅のことは住まい室(内線115、116)

国民年金保険料の納期限が延長になります

国民年金保険制度では、老齢基礎年金の受給資格期間を満たして年金を受け取り、または出来るだけ満額の年金額受け取りに近づけることが出来るように、保険料を後日納付して救済する後納制度があります。その後納期間が昨年10月から10年間に延長になりました。受給資格期間に達せず、老齢基礎年金の受給をあきらめていた方、受け取り年金額を少しでも増やしたい、とお考えの方はご利用ください。

老齢基礎年金は、保険料納付済期間が25年間(300月)に満た

ない場合は受給資格期間を満たさず、支給要件に達しないため受給できません(いずれも合算対象期間、保険料免除期間、学生納付特例期間、若年者納付猶予期間含む)。また実際の保険料納付済月数が40年間(480月)に比べて少ない場合は、受け取り年金額が満額の年金より少なくなってしまう。

過去2年間より以前にさかのぼって保険料を後納できるようにするため、受給資格期間に達せず年金を受給できなくなっていた方の救済に効果的です。具体的には2002(平成14)年10月以降の年金保険料について、納められなかった保険料を納めることができるようになります(既に老齢基礎年金の受給者は納めることができせん)。

①過去3カ年度以前の後納保険

料には、当時の保険料額に加算額がつきます②後納時は最も古い未納分から納める③後納を利用できる期間は24年10月から27年9月までの3年間④保険料一部免除期間のうち、未納となっている期間も後納対象となります。

後納保険料を納付するためには事前申し込み、審査が必要です。審査の結果後納制度をご利用いただけない場合があります。お問い合わせは、「国民年金保険料専用ダイヤル」☎(ナビダイヤル)0570-0111-050、旭川年金事務所 ☎27-1611



保健福祉課から

福祉のことと申請のお問い合わせは社会福祉室 ☎(内線502、503)、健康と食のことは保健指導室(内線504、507)、高齢者介護は地域包括支援センター(内線508、509)

母子寡婦福祉資金貸付制度

母子家庭、寡婦などの経済的自立を助け、扶養している児童(子)の福祉を増進するため、北海道が実施主体となって12種類の資金を貸し付けています。

- ①事業開始資金 事業を開始するために必要な設備費、資材等の購入資金
- ②事業継続資金 現在継続中の事業を継続していくための運転資金
- ③修学資金 高校、大学、専修学校に子どもを就学させるために